

第2次

日野市子ども読書活動推進計画

平成23年3月

日野市

「第2次日野市子ども読書活動推進計画」の策定にあたって

日野市は、次世代を担う子どもたち一人ひとりが、心豊かでたくましく、主体的・創造的にこれからの社会を生き抜いていくための力をつけることを目指して、まちづくりを進めています。読書は、その目標を支える重要な役割を果たすものです。

子どもは本を、読む、見る、聞く、調べることにより、楽しみ、知り、感じ、考えます。この体験を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていきます。

今日、子どもの生活環境は大きく変わり、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が指摘されています。このような時代において、すべての子どもたちが、読書と親しみ、自主的な読書活動ができるよう、環境を整えることは、わたしたち大人の責務です。

このたび、第2次日野市子ども読書活動推進計画を策定しました。今後はこの計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携・協力し、読書環境の整備に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成23年(2011年)3月



日野市長

馬場弘融

目次

はじめに	1
第1章 第2次計画について	2
1 第2次計画の目的	2
2 第2次計画の視点	2
3 第2次計画の期間	3
4 第2次計画の推進体制について	3
第2章 これまでの成果と課題	4
1 乳幼児期の読書活動	4
2 小・中学生の読書活動	9
3 青少年の読書活動	14
4 地域における読書活動	16
第3章 第2次計画の内容	18
1 乳幼児期の読書活動推進	18
保育園・幼稚園の読書活動事例紹介	22
2 小・中学生の読書活動推進	24
小学校・中学校の読書活動事例紹介	28
3 青少年の読書活動推進	33
青少年の読書活動事例紹介	34
4 地域における読書活動推進	35
地域における読書活動事例紹介	36
5 各施設における取組一覧	38
資料編	
1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」	44
2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第二次)(国)	
[目次]	47
3 「第二次東京都子供読書活動推進計画」 [目次]	50
4 「文字・活字文化振興法」	51
5 第2次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	54
6 第2次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	56
7 第2次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況	57

はじめに

日野市では、平成 18 年（2006）2 月に策定された「日野市子ども読書活動推進計画」により、子どもの読書活動を推進してきました。市内施設での子どもの読書に関わる活動の情報提供をはじめ、学校図書館への電算システム導入などを行いました。図書館では、児童図書を充実させ、幼稚園、保育園への配本サービス、学校からの求めに応じた資料の週 1 回の搬送、「日野ヤングスタッフ ドリームスクラム 2009」事業において、青少年自身による同世代への読書推進活動などの事業を進めてきました。

少子化や核家族化、経済格差の拡大により、地域社会のコミュニケーションの欠如や、子育ての「困難さ」が、さまざまな問題をひきおこしています。

近年、インターネットや携帯電話が定着し、電子書籍も普及しつつあります。情報の入手や他者とのつながりが、こうしたメディアやネットワークを通して行われるようになり、これらを使いこなし、取捨選択し評価していく能力が求められています。一方で、その基礎となる能力をつちかう読書の機会が年々減少する傾向にあると言われていています。

一人ひとりの子どもの心の成長を助け、また知的好奇心を呼び起こし「知りたい」と思う欲求を導くものに、本があります。読書には、将来にわたって、豊かな心の成長、想像力や自ら考え判断する力をつちかう可能性があります。この可能性に期待し、一人ひとりの子どもたちの成長の過程において、読書の機会が広くゆきわたるように、第 2 次日野市子ども読書活動推進計画を策定します。

第1章 第2次計画について

1. 第2次計画の目的

読書は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠かせないものです。社会全体で、その推進を図る必要があります。ところが、子どもを取り巻く環境の変化により、日々の生活の中で本を読む習慣のない子が増えているなど、子どもの読書離れの傾向が指摘されてきました。

このような中で、国は子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにし、平成13年(2001)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成20年(2008)に第二次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、地方公共団体の責務も明確にしています。これを受け、東京都では平成15年(2003)に「東京都子ども読書活動推進計画」、平成21年(2009)に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。また、平成17年(2005)7月には「文字・活字文化振興法」が成立し、施行5年目にあたる平成22年(2010)は、国民読書年に制定され国をあげて関連行事が催されました。

日野市においても、平成18年(2006)2月に「日野市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。現在、日野市在住の子どもは、総人口約17万人のうち約2万3千人です。日野市のすべての子どもたちが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう次のことを目指します。

1. 子どもたちの読書環境を整備し、蔵書や資料の充実を図ります。
2. 子どもたちが、さまざまな場所で活発な読書活動ができるようにします。
3. 子どもに関わる仕事をする人々は、ともに学ぶという意識を持ち、相互の連携を図ることによって、子どもの心を育て、創造力を豊かにし、生きる力を身につけることを目的とします。

2. 第2次計画の視点

1. 読書は、子どもの感性、表現力、創造力を高め、人生をより深く魅力的にしていけるものと捉えます。

2. 読書は、本来自由で個人的な営みです。干渉や強制ではなく子どもの自主性から生まれる読書を支援します。一方で「読み聞かせ」や「ストーリー・テリング」等の読書体験は、物語の楽しさを他者と共有する喜びをもたらします。そのような集団での読書活動も大切にします。
3. 「いつでも、どこでも、だれでも」子どもたち自らが本の楽しさを発見し学び考える力を育む機会を得るためには、読書環境を整備することが重要と考えます。
4. それぞれの子どもの発達や興味に応じた読書への働きかけを大切にします。
5. 情報社会においては、子どもたちがICT活用能力を身に着けるとともに、本を使って一つひとつ疑問を解決していくための環境の整備も大切にします。
(ICT = Information and Communication Technology)
6. 子どもの読書について市民の関心を高め、市民自身の取り組みを進めます。

3. 第2次計画の期間

平成22年度(2010)から平成26年度(2014)の5年間ですが、必要に応じて計画の見直しを図ります。

なお、平成23年度(2011)からの市の組織改正を反映させ、該当部署については併記しています。

4. 第2次計画の推進体制について

この計画の推進状況については、図書館が事務局として把握し、計画を進めていきます。



第2章 これまでの成果と課題

1. 乳幼児期の読書活動

1) 健康課

3～4カ月児健康診査は、市内に住むほとんどの乳児が受診しています。その機会を捉えて、本を通した親子のふれあいの大切さを伝えるために、保護者に向けて保育士が絵本の紹介や読み聞かせを行い、会場には自由に手にとれる絵本を用意しています。

ブックスタート事業としての絵本の配布は、平成22年度(2010)途中で終了となりました。これは「平成21年度日野市行政評価システム」において「本の配布はやめ、図書館との連携も検討し、親子のふれあいの手法を検討してほしい」といった事業見直しの指摘を受けてのものです。今後は、1歳6カ月児健康診査時、3歳児健康診査時と合わせ「本を通した親子のふれあいの大切さを伝える場」として最大限に活用する事が求められます。

2) 児童館

平成21年度(2009)より子ども家庭支援センターから事業を移管された0歳児対象の「すくすくクラブ」(注)で、児童館職員やボランティアによる読み聞かせを行い、本を通して親子でふれあう機会を設けています。今後、本の購入予算を確保し、図書館からの配本サービス(注)を利用するなど、本の不足を補う工夫が必要となります。

(注) すくすくクラブ 3～12ヶ月の赤ちゃんと保護者を対象に、相互の交流を図り遊びの紹介を行う事業

(注) 配本サービス 図書館が配本用に購入した絵本を市立保育園・市立幼稚園に1回につき50冊一定期間貸し出し、各園の蔵書の一部として読書活動に役立ててもらう。年間1～2回本の交換を行っている。(p.8参照)

3) 子ども家庭支援センター

乳幼児の親子が安全で安心して遊べる子育てひろばがある地域子ども家庭支援センターは、地域で友だちを見つける場所としても大きな役割を担っています。また、子ども家庭支援センターで毎月発行している「地域活動子ど

もカレンダー」では、子どもや子育てに関連する催しや、乳幼児が交流できる場等の情報を取りまとめ広報しています。

子育てひろばでは、親子が本に親しむことができるよう、絵本等を取りそろえています。未だ充分ではありません。今後、本の購入を進めるとともに、図書館からの配本サービスを利用するなど、本の不足を補う工夫が必要となります。

4) 市立保育園(12園)

日々の保育の中で定着している、絵本の読み聞かせをさらに推進するために、保育士の情報交換、研修の充実が求められます。今後、本の購入予算を確保し、図書館からの団体貸出(移動図書館による団体貸出、園児が図書館に出かけての団体貸出)や配本サービスを継続して受けるなど、本の不足を補う工夫が必要となります。

平成 22 年度(2010)市立保育園各園の蔵書冊数・在籍園児数

	0 歳 児ク ラス (冊)	1 歳 児ク ラス (冊)	2 歳児 クラス (冊)	3 歳児 クラス (冊)	4 歳児 クラス (冊)	5 歳児 クラス (冊)	ホール (冊)	図書コ ーナー ・文庫 等(冊)	合計 冊数 (冊)	在籍 園児 数 (人)
とよだ		80	80	47	43	70	210	10	540	109
みさわ		50	110	117	81	199	164	15	736	113
もぐさ台	50	110	117	81	199	164	15	736	1,472	98
ひらやま		84	78	95	85	223		1,425	1,990	98
しんさかした	90	71	78	101	168	316	49		873	89
あらい		53	31	67	83	116	114		464	73
みなみだいら		91	98	219	100	190	135		833	114
たかはた	50	130	140	40	50	60	40	60	570	125
たかはた台		75	77	103	167	143	157		722	102
たまだいら		50	60	135	95	248	150	40	778	132
あさひがおか	25	50	75	70	40	150	220	25	655	112
おおくぼ	67	117	113	151	117	191	219	456	1,431	107
合計	282	961	1,057	1,226	1,228	2,070	1,473	2,767	11,064	1,272

(平成 22 年 12 月 1 日現在)

園児一人当たり 約 8.7 冊

5) 市立幼稚園 (5 園)

園の活動の中で読書は大きな位置を占めています。文字が読めるか読めないかにかかわらず、家庭でも本を読んであげることが推奨されています。

幼稚園での本の購入は教材費からの支出になるので、優先順位が低くなる傾向にあります。市民から寄贈された本に頼った場合、園児の年齢に適した本の確保が難しくなります。さらに豊かな読書活動を展開するには、教材としても活用できる本が必要です。今後、本の購入予算を確保し、図書館からの団体貸出や配本サービスを継続して受けるなど、本の不足を補う工夫が必要となります。

市立幼稚園における図書の購入状況 (5 園合計)

年度	平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)
図書購入費	4,200 円	92,045 円	406,400 円	43,860 円
図書購入冊数	12 冊	85 冊	317 冊	27 冊

平成 21 年度 (2009) 市立幼稚園各園の蔵書冊数と園児人数

幼稚園	第二幼	第三幼	第四幼	第五幼	第七幼	合計
蔵書冊数	1,600 冊	1,094 冊	1,700 冊	1,822 冊	2,400 冊	8,616 冊
園児人数	65 人	48 人	57 人	96 人	100 人	366 人

(園児人数は平成 21 年 5 月 1 日現在)

園児一人当たり 約 23.5 冊



6) 図書館

乳幼児期の子どもには、保護者や保育者によるたくさんの語りかけが大切です。絵本がコミュニケーションの手段の一つになってくれるようにと願い、平成 20・21 年度(2008・2009)に赤ちゃん対象の読み聞かせに向く絵本リスト「あかちゃんとたのしむえほん」を作成しました。

平成 14 年度(2002)より開始した 0~2 歳児を対象としたおはなし会では、絵本の読み聞かせだけでなく、わらべうたや手遊びをして楽しいひとときを過ごします。

平成 18 年度より、毎年 4 月に「子ども読書の日おはなし会」を、秋には「秋の読書週間おはなし会」を実施しています。

乳幼児(0~2 歳児、3~6 歳児)対象のおはなし会実施状況

年度	実施回数	参加人数
平成 17 年度(2005)	77 回	1,117 人
平成 18 年度(2006)	82 回	1,147 人
平成 19 年度(2007)	92 回	1,066 人
平成 20 年度(2008)	89 回	1,112 人
平成 21 年度(2009)	82 回	1,064 人

(市内各図書館合計)

市内の保育園・幼稚園を対象に移動図書館による団体貸出を継続して行っています。移動図書館ひまわり号が園庭などに来ることを、子どもたちは喜びます。さらに、車内の児童図書コーナーで子どもたちが自分で読みたい本を選べるのが魅力となっています。現在、各施設へ年 3 回程度巡回しています。近年、新規施設や団体貸出未実施施設からの新たな要望により、対象施設が増加しており、巡回回数を現状の水準に保つことが課題となっています。

平成 21 年度(2009)移動図書館団体貸出実績

	巡回回数(のべ)	総貸出冊数
幼稚園(公立 5 園・私立 1 園)	18 回	2,601 冊
保育園(公立 9 園・私立 4 園)	38 回	3,897 冊

平成 19 年度（2007）より、市立保育園（12 園）・市立幼稚園（5 園）への幼児向け配本サービスを開始しました。各園の蔵書の一部として読書活動に役立ててもらうために、図書館が配本用に購入した絵本を 1 回につき 50 冊一定期間貸し出ししています。今後、多様な機会をとらえて豊かな読書活動を推進していくために、配本の利用対象年齢を引き下げ、現状の 3 歳児以上を 0 歳児からとし、あわせて配本先の検討・拡大が望まれます。

市立保育園・市立幼稚園への配本業務（17 園）

年度	貸出冊数	年度内配本回数 （各園）	購入冊数	購入費
平成 19 年度（2007）	約 1,070 冊	2 回	446 冊	509,506 円
平成 20 年度（2008）	約 1,900 冊	3 回	332 冊	369,173 円
平成 21 年度（2009）	約 1,600 冊	2 回	78 冊	94,170 円

図書館における児童図書の購入状況及び貸出冊数（6 館合計）

年度	購入費	購入冊数	貸出冊数（含雑誌）
平成 17 年度（2005）	7,583,458 円	6,177 冊	347,370 冊
平成 18 年度（2006）	13,858,620 円	10,634 冊	361,084 冊
平成 19 年度（2007）	12,611,515 円	9,516 冊	385,484 冊
平成 20 年度（2008）	10,447,616 円	7,976 冊	431,110 冊
平成 21 年度（2009）	8,583,196 円	6,489 冊	448,567 冊

図書館各館の児童書蔵書冊数（冊）

年度	中央	多摩平	高幡	日野	平山	百草	合計
平成 20 年度	18,429	20,954	17,054	12,140	12,368	15,475	96,420
平成 21 年度	24,460	28,950	22,603	16,410	17,184	19,816	129,423

2. 小・中学生の読書活動

1) 小・中学校

蔵書

平成 17 年度（2005）から平成 19 年度（2007）までは「総合的な学習用図書」購入のために予算の充実を図ってきましたが、その後の世界経済情勢の悪化は市財政にも大きな影響をもたらし、図書費は平成 20 年度（2008）より減少傾向にあります。

1 校あたりの蔵書数は、文部科学省の「学校図書館図書標準」を満たしていません。しかし、中には寄贈された古い資料等も含まれ、平成 20 年度に行われた図書のデータベース化にあたって、資料として現状に合わない図書を除籍しました。児童・生徒が必要とする資料を提供するためには、時期や状況に応じた図書の配備が必須となります。図書の更新・補充を計画的に行い、図書標準を維持しながら、学校図書館が魅力的で学習に役立つ場所になるよう努めていきます。

学校図書館の蔵書数・図書購入費・図書購入冊数の推移（平成 17～21 年度）

小学校	学校数	1 校あたりの蔵書数（冊）	1 校あたりの購入費（円）	1 校あたりの購入冊数（冊）	児童一人当たりの蔵書数（冊）
平成 17 年度	19 校	9,654	600,880	394	21.2
平成 18 年度	18 校	10,230	459,541	308	20.7
平成 19 年度	18 校	9,564	505,881	348	19.2
平成 20 年度	17 校	9,832	361,370	259	18.3
平成 21 年度	17 校	10,830	349,283	263	19.7

中学校	学校数	1 校あたりの蔵書数（冊）	1 校あたりの購入費（円）	1 校あたりの購入冊数（冊）	児童一人当たりの蔵書数（冊）
平成 17 年度	8 校	12,010	802,030	536	27.0
平成 18 年度	8 校	12,249	653,464	535	26.9
平成 19 年度	8 校	11,473	799,252	505	23.9
平成 20 年度	8 校	11,922	635,106	431	24.4
平成 21 年度	8 校	11,539	477,759	354	23.5

平成 21 年度 学校図書館図書現有数、購入金額・冊数、児童・生徒数

学校名	現有数 (冊)	購入金額 (円)	購入冊数 (冊)	一人あたりの 蔵書数(冊)	児童・生徒数 (人)
日野第一小	9,066	326,214	209	21.0	431
日野第二小	10,198	365,620	492	14.3	715
日野第三小	10,227	315,574	248	29.1	351
日野第四小	9,987	371,337	198	14.6	685
日野第五小	7,129	311,138	280	17.4	410
日野第六小	8,212	386,827	322	10.3	797
潤徳小	10,627	394,165	312	12.9	826
平山小	11,504	340,929	216	22.8	504
日野第八小	11,917	375,470	290	13.5	886
滝合小	9,194	307,889	235	27.4	335
日野第七小	12,012	343,931	244	22.5	533
南平小	9,754	364,873	243	15.9	613
旭が丘小	12,799	357,456	294	21.2	605
東光寺小	10,337	412,325	272	19.2	538
仲田小	8,836	303,054	212	24.9	355
夢が丘小	9,097	332,146	197	26.4	345
七生緑小	23,215	328,866	215	53.0	438
小学校計	184,111	5,937,814	4,479	19.7	9,367
日野第一中	11,890	493,858	397	23.2	513
日野第二中	12,431	495,957	315	40.5	307
七生中	11,128	499,891	341	24.0	464
日野第三中	10,454	499,967	395	43.6	240
日野第四中	14,008	492,195	346	22.0	636
三沢中	10,411	340,416	252	12.9	808
大坂上中	9,140	499,959	450	14.7	621
平山中	12,848	499,830	338	38.8	331
中学校計	92,310	3,822,073	2,834	23.5	3,920
総合計	276,421	9,759,887	7,313	20.8	13,287

図書現有数は平成 22 年 3 月 31 日現在
児童・生徒数は平成 21 年 5 月 1 日現在

施設

図書室のエアコン設置率は、平成 21 年度（2009）末現在、中学校は 100%、小学校は 76%に達しています。全校設置が遅れていましたが、平成 22 年度（2010）末で全校設置が完了する予定です。

学校図書館電算システム

平成 20 年度（2008）に、市内全小・中学校図書館の蔵書のデータベース化が行われ、電算システムによる図書館業務がスタートしました。これにより、図書の検索、予約、蔵書点検、各種統計、未返却図書の督促等を迅速に行うことができるようになりました。児童・生徒の図書委員が担当教諭の指導のもと、図書の貸出しを行う学校も多くあります。パソコン端末が図書室に 1 台しかないため不便な現状は、次回のシステム更新時の課題となっています。

児童・生徒の読書活動

小・中学校では、年間行事の中で行われる朝の読書活動に多くの学校が取り組み、読書の習慣をつける契機となりました。

中学校では、図書の貸出し時間となる昼休みには、図書室が満席になる学校もあります。国語科の授業で P O P（注）の制作を行い、市立図書館主催の P O P コンテストに多数の生徒が参加した学校もあります。

小学校では、図書委員の読み聞かせや図書の紹介が活発に行われ、また、保護者・ボランティア・市政協力員の読み聞かせも行われています。学校図書館にはポスターや本の紹介が数多く掲示され、児童の読書への意欲を高める役割を担っています。

（注）P O P 短い文章、イラスト等をカードに書き自分の薦めたい図書を紹介する。
書店の陳列棚などに多く見られる。

司書教諭・図書主任

小学校 17 校全校に、中学校 8 校中 5 校に司書教諭が配置されています。（注）小・中学校全校に図書主任がおかれ、読書活動を担当しています。年に 2 回実施されている司書教諭連絡会では、学校図書館の充実・改善、並びに読書指導の活性化を図るための研修・協議が行われています。発表校の特色ある読書活動への取り組みが大きなスクリーンに映し出されるなど、市政（学校図書館）協力員も交えての交流・情報交換を行っています。

（注）平成 9 年（1997）改訂の「学校図書館法」では、12 学級以上の学校には司書教諭を配置するよう義務付けています。日野市の小学校は全校が 12 学級以上ですが、中学校は、3 校が 12 学級未満です。（平成 22 年度現在）

市政（学校図書館）協力員

平成 15 年（2003）に司書教諭・図書主任を補助し、児童・生徒が昼休み等に図書の貸し出しが受けられるよう全小・中学校に配置されました。貸出・返却を中心とした図書室の管理業務補助、図書室の展示物の作成、学校によっては図書の読み聞かせ活動等を行っています。勤務時間は一日 5 時間、年間 200 日となっています。採用は各学校長が行っています。平均 2～4 名、多い学校で 9 名の協力員が登録され（平成 22 年度現在）複数校を兼務する人もいます。交替勤務のため、司書教諭・図書主任を中心とした共通理解に基づいた活動が行われるよう円滑な連絡事務が求められています。

2) 児童館・学童クラブ

本のコーナーは、寄贈に頼っている為、図書の更新が困難な状況です。本の購入は消耗品費からの支出になるため優先順位が低い傾向にあります。自由にリラックスできる場である児童館の特長を活かしつつ、「本を読みたい」という子どもたちの求めに応じられるよう本のコーナーを充実させていくことが大切です。

平成 21 年度（2009 年）移動図書館団体貸出実績

	巡回回数（のべ）	総貸出冊数
学童クラブ等（25 施設）	73 回	10,513 冊

3) 図書館

平成 18 年度（2006）から学校図書館支援のため、年間に平均 130 万円の図書購入予算がつき、週 1 回木曜日の午後、図書館から学校への搬送便の運行を開始しました。これを機に、読書指導や調べ学習に必要な図書の提供を各クラスに向けて行っています。同じ単位であっても教諭により希望する資料の内容は必ずしも一致しません。担当教諭の意向に沿った資料を提供するというきめ細かなサービスが求められています。また、学校搬送便（注）の運行日にあわせ、直接来館し読書指導用や調べ学習用図書をクラス分、教諭自ら選ぶ場合もあり、貸し出しは年を追って増加しています。平成 21 年度（2009）の総貸出冊数は 12,996 冊で、この 4 年間で計約 4 万冊の図書が利用されました。

小学校 3 年生を対象とした、図書館利用ガイダンスと本の紹介を行う学校訪問を市内全校を対象に実施しています。同時に、他の学年に対しても要請のあった学校へは職員が出向き、希望のテーマに沿った本の紹介を行っています。

学校図書館電算システムのサポートや資料の貸し出しなど、図書館が学校図

書館支援センター的な役割を担っていますが、スタートした年以降担当職員が減り、年々増加する学校からの要望にどう対処していくかが今後の課題となっています。

学校搬送便の運行実施状況

実施年度	総貸出冊数	利用学校数
平成 18 年度(2006)	5,626 冊	小学校 14 校、 中学校 4 校
平成 19 年度(2007)	10,012 冊	小学校 13 校、 中学校 4 校
平成 20 年度(2008)	12,231 冊	小学校 15 校、 中学校 6 校
平成 21 年度(2009)	12,996 冊	小学校 17 校、 中学校 4 校

(平成 21 年度現在の学校数 小学校 17 校 中学校 8 校)

(注)「学校搬送便」 図書館と市内小中学校を結び図書を搬送する。平成 22 年度は毎週木曜午後運行。(祝日・年末年始を除く)

平成 16 年度(2004)より、学校で読み聞かせを行う保護者や市民を対象に、図書館職員が講師となって「絵本読み聞かせ入門講座」を開催しています。PTAからの要請を受けた特別講座も実施しました。図書館職員が読み聞かせの基本や図書の紹介を行い、読み聞かせに向く絵本のリストを配布しています。

絵本読み聞かせ入門講座実施状況

実施年度	のべ参加人数	備考
平成 16 年度(2004)	2 会場 46 名	
平成 17 年度(2005)	" 26 名	
平成 18 年度(2006)	" 35 名	
平成 19 年度(2007)	" 22 名	PTAへ特別講座実施 1 回
平成 20 年度(2008)	" 24 名	PTAへ特別講座実施 1 回
平成 21 年度(2009)	" 24 名	

3. 青少年の読書活動

1) 児童館

市内の児童館 10 館のうち、地域型児童館（注）は 8 館あり職員 3 名で運営され、18 時まで開館しています。そのうち、2 館は指定管理者により運営され、19 時まで開館しています。基幹型児童館（注）は 2 館あり職員 6 名で運営され 18 時まで開館しています。閉館までの短い時間でも、来館する青少年は身体を動かし気分転換をしています。関心を読書へも向けるには、職員の意識と工夫が求められます。

（注）地域型児童館・基幹型児童館

地域型児童館は、地域の身近な頼れる存在として、乳幼児親子にとっては「安全に過ごせる居場所」としての役割を担っている。また、小・中・高校生にとっては「安全・安心して遊ぶことのできる地域の憩いの場」として、いろいろな遊びを通じて地域のニーズにあった地域に根付いた事業を行っている。

基幹型児童館は、地域型児童館の機能に加え、食育・子育て相談、保護者を対象とした事業、中高生を対象とした事業（子どもたちが中心となって取り組む事業）などを行うとともに、地域との連携を図っている。

2) 図書館

平成 19 年（2007）秋、多摩平図書館に青少年向け資料を揃えたヤングコーナーが設置されました。約 4,000 冊のコーナーですが、多摩平地域の利用者にとどまらず、インターネットでの予約等で資料は市民に広く利用されました。

平成 21 年度（2009）文部科学省「子ども地域スクラム事業」の委託を受け、公募で事業に参加した高校生・大学生 13 名が中心となり、同世代に向けての読書活動を展開しました。主な活動内容は、メンバーが選んだ図書の市内 8 中学校・3 高等学校への貸出、POP 作品コンテストの開催、同世代の読者にお薦めしたい図書のリストの配布です。また、現在活躍中の作家（2 名）を招いての講演会の実施にあたっては、数か月の準備期間を経て、企画から当日の運営までのすべてをとり行いました。この経験は、メンバー自身の将来に向けての大きな自信へとつながりました。この年の活動が広く紹介されると大きな反響を呼び、平成 22 年度（2010）は、新たなメンバーが活動に参加、新しい活動がスタートしています。この中には、かつて図書館で実施したジュニアスタッフ（中学生の夏休み図書館仕事体験）や、ヤングスタッフ（高校生の夏休み図書館仕事体験）経験者が含まれており、蒔かれた種が時間を経て大きく成長している

ことを物語っています。

図書館における青少年ボランティアの活動状況

年度	対象	内容	参加人数
平成 20 年度 (2008)	高校生	図書館実務体験	5 名
平成 21 年度 (2009)	高校生 大学生	文部科学省子ども地域スクラム 事業 (青少年対象読書活動)	13 名

平成 21 年度 (2009)

文部科学省子ども地域スクラム事業 (青少年対象読書活動) における
講演会の開催状況

開催日	内容	講師	会場	参加者数
平成 21 年 (2009) 12 月 13 日	世界はパズル でできている	松原秀行 (児童文学作家)	多摩平の森 ふれあい館	100 人
平成 22 年 (2010) 2 月 13 日	フィクション の向こう側	辻村深月 (作家)	七生公会堂	250 人

特別な支援を必要とする青少年に向けての図書の宅配利用実績はありませんが、今後も利用に向けての広報を行い、宅配利用者の増加に努めます。

外国語資料の収集は、平成 21 年度 (2009) に英語の文学作品を 80 冊購入しました。映画化され話題になった作品や、邦訳され若者の間でも話題となった作品が中心となっています。

市内高等学校への配布リーフレット作成状況

年度	内容
平成 18 年度 (2006)	平成 19 年度利用の手引き発行
平成 21 年度 (2009)	青少年向けおすすめ図書リストの発行

4. 地域における読書活動

1) 文化スポーツ課

年に4回「講座イベントガイド」を作成、市内公共施設にて配布しています。市内で行われる、読書関連の行事も含めた講座・イベントがこの冊子で一覧できます。

2) 中央公民館・図書館

図書館では、平成18年度(2006)以降毎年「子どもの読書に関する講座・講演会」を主催しています。

平成14年度(2002)には、中央公民館主催の子どもの読書に関する講座で、図書館が関連資料の提供を行いました。それを契機とし、平成20年度(2008)に「ストーリーテリングと絵本の連続講座(初級向け)」を共催事業として開催しました。

子どもの読書に関する講座・講演会の実施にあたって、連携を深め取り組んだことにより、受講した市民の高い評価を得ました。今後も情報の共有を図り、市民の求める講座を開催することが望まれます。

子どもの読書に関する講座・講演会の実施状況

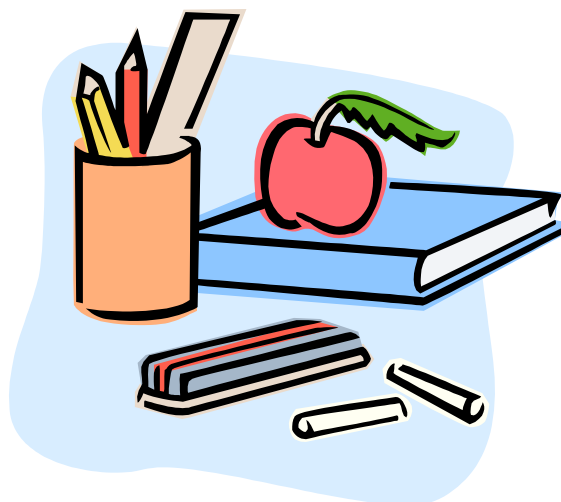
年度	内容	講師	受講人数
平成18年度 (2006)	子どもと本の出会い	児童文学作家;依田逸夫氏	56名
平成19年度 (2007)	子どもたちに楽しいおはなしを	昔話研究家;内藤直子氏	44名
平成20年度 (2008)	ストーリーテリングと 絵本の連続講座 (公民館・図書館共催事業)	昔話研究家;内藤直子氏 図書館職員	のべ172名 (12回連続講座)
平成21年度 (2009)	子育て個育て自分育て	助産師;椎野まり子氏	46名

また、小学校等で読み聞かせを行う保護者や市民を対象に「絵本読み聞かせ入門講座」を開催しています。読み聞かせの基本を学び、多くの絵本作品に触れるとともに、同じ目的を持った市民の交流の場にもなっています。今後は、増加している読み聞かせについての問い合わせに対して、図書館窓口での適切な資料提供及び助言ができるような態勢を整える必要があります。

地域の子どもに関わる団体（読書・子育て関連）の要請を受け、出張おはなし会を行っています。また、「日野宿子ども発見隊」(注)の地域を知るための活動に対して、資料提供や資料作成の援助を行いました。地域団体からの様々な要請にどのようにして応えるかが今後の課題です。

(注) 日野宿子ども発見隊

市立図書館の分館の一つである日野図書館が中心となって、地元商店会や自治会、学校等が連携し、子どもと一緒に町歩きなどを通して、歴史・文化・自然について調べ地域を再発見する活動。(p.36 参照)



第3章 第2次計画の内容

1. 乳幼児期の読書活動推進

1) 健康課

乳幼児健康診査時（3～4カ月児・1歳6カ月児・3歳児）

3～4カ月児、1歳6カ月児健康診査時において、保育士による絵本の読み聞かせを行い、「本を通した親子のふれあい」の大切さを伝えていきます。

乳幼児期から本に親しむ機会が持てるよう「乳幼児の保護者向け市立図書館利用案内」「市内児童関連施設催しもの案内」の配布を行い、子どもたちが市内で本と出会える施設や催しを紹介します。

図書館が作成した各対象年齢向けの「絵本のリスト」を配布します。その際、リストで紹介した絵本や図書館から配本された絵本の展示を行い、保護者と子どもたちが手にとって見られるようにします。そうすることで乳幼児期からの読書の大切さを伝えます。

乳幼児に本を手渡し、本に触れるきっかけとなるブックスタート事業の再開については、今後の財政状況をふまえ、長期的視野に立って努力します。

特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者へ

それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行います。保健師・保育士は必要に応じて、図書館の利用を案内したり、上記の「絵本のリスト」を活用します。

2) 児童館

乳幼児を連れての方がより気軽に来館できるよう、平日の午前中はプレイルームを設定し親子でゆっくり過ごせるようにしています。また、赤ちゃんと保護者の方を対象とした「すくすくクラブ」や3歳児までの親子を中心としたひろばを設定し、定期的な交流の場を設け仲間作りや絵本などに親しむ機会を充実させていきます。

引き続き、児童館職員やボランティアなどによる読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しむ機会を設け、「本を通した親子のふれあい」の大切さを伝えていきます。

本の購入予算を確保し、毎年少しずつでも蔵書を増やして本のコーナーの充実に努めます。

図書館と連携し、本についての情報交換を行い、配本サービスを利用し、年齢や季節に合った本を提供します。

3) 子ども家庭支援センター

乳幼児がのびのびと遊べる空間をつくるとともに、本のコーナーを設け、子どもたちが自由に本を手にとることができる環境を整えます。

保護者向けに、絵本や子どもの本を紹介した図書や雑誌をそろえ、本のコーナーの充実を図ります。

読み聞かせやミニ講座等を行事に組み込み、親子が本にふれあう機会を設け、「本を通した親子のふれあい」の大切さを伝えていきます。

計画的に本の購入を進め、毎年少しずつでも蔵書を増やすよう努めます。

図書館と連携し、本についての情報交換を行い、配本サービスを利用し、年齢や季節に合った本を提供します。

特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者に対して、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行います。必要に応じて、図書館の利用を案内します。

4) 市立保育園における読書活動

年間予算の中で、毎年計画的に本を購入し、子どもたちの興味を引き出す本のコーナーをつくります。

日々の保育の中に子どもたちへの読み聞かせの時間を取り入れたカリキュラムを組み、子どもたちが絵本やおはなしを楽しむ環境を整えます。

図書館と連携し、団体貸出・配本サービスの活用や「おはなし会」への参加などをカリキュラムに組んでいきます。

各園が独自に行っている特色ある読書活動について情報交換を行い、それぞれの良いところを取り入れた読書活動へと発展させます。

保育士の研修の一環として、子どもの読書をテーマに話し合います。研修内容を園内で報告しあうなど情報を共有することにより、園児の読書活動を充実させます。市立保育園の中だけでなく、市立幼稚園の教諭とも情報を共有していきます。

地域の未就学児とその保護者を対象にした行事（地域交流など）において、いろいろな本に触れる機会を設けます。

5) 市立幼稚園における読書活動

図書購入の予算を確保し、子どもの発達及び季節等、幅広いジャンルの本を購入することにより、本のコーナーを充実させます。

園の蔵書で不足する分野については、図書館の団体貸出や配本サービスを有効に活用します。また、近隣図書館の利用を計画に盛り込み、図書館を身近に感じられるようにします。

絵本の貸し出しを行い、家庭での読み聞かせをさらに推奨します。クラスの中で、子どもたちが読んでもらった本についての話をする活動などにより、豊かな表現力を身につけられるよう努めます。

教諭が読み聞かせについての資質向上に努め、読み聞かせを通じて子どもたちがより本に親しみ豊かな読書活動を展開できるようにします。

絵本の選び方や読み方等について、教諭同士が情報交換を行い、子どもたちの成長にあわせた読書活動が進められるよう努めます。また、市立幼稚園の中だけでなく市立保育園の保育士との情報交換も行います。

地域や保護者などの人材を活用し、豊かな読書活動を計画的に展開し、地域の未就園児とその保護者を対象にした行事においても、絵本に親しむ大切さを伝えます。

6) 図書館における読書活動

乳幼児むけ絵本リストの作成

「赤ちゃん向け絵本のリスト」のほかに、1～2歳児対象の絵本リストや3歳児対象の絵本リストを作成し、乳幼児健康診査時や市内の乳幼児関連施設等で配布します。

乳幼児の保護者向け利用案内の作成

子育て中の暮らしにおいて、図書館を身近なものとして活用してもらうため、乳幼児の保護者向けに市立図書館利用案内を作成し配布します。

乳幼児関連施設への支援

市内保育園・幼稚園・児童関連施設に対し、各施設が行う読書活動（施設見学、園外授業等）への協力、資料・読書情報の提供等、それぞれの要望に対応します。

配本サービスの充実・拡大

現在実施している市立保育園・市立幼稚園への「幼児向け」配本サービスの内容を「乳幼児向け」とし、新たに健康課・児童館・子ども家庭支援センター・子育てひろばなどに、順次配本サービスを実施します。

特別な支援を必要とする乳幼児とその保護者へ

特別な支援を必要とする乳幼児、また、障害があり子育てをしている保護者（例えば、聞こえに障害のある保護者が子どもを育てているなど）に対して、関係部署と連携を図り、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行い資料の収集・提供を行います。

講演会や催しもの実施

「子どもの健やかな成長と読書」等をテーマにした講演会などの事業を行います。関係部署と連携し、市内のイベントなど乳幼児がたくさん集まる場に移動図書館が出向き、本や図書館に親しむことができる機会をつくります。

国が定めた「子ども読書の日」（4月23日）のある4月には、その趣旨にふさわしい行事を実施します。



保育園の読書活動事例紹介

みんな集まれ！ ふれあいひろば「さくら文庫」

～地域の方が立ち寄る、日野市立ひらやま保育園の交流事業

ひらやま保育園の東側に文庫棟が建ったのは、今から約 2 年半前の事です。保育園の敷地内にありますが建物は独立し、門扉から直接文庫の玄関に入る事ができます。

この「さくら文庫」、園児は保育中に利用していますが、地域の方向けに毎月第 1・第 3 金曜日の午前 10 時から午後 6 時までの開放をしています。その場で読むだけでなく、名前を登録して頂き貸し出しもできるようになっています。園児は保育園終了後、保護者と共に立ち寄って行きます。園の玄関を出る時に、「今日、本借りよう！」と園児の元気な声が聞こえてきます。先日は、見学に来た親子がすっかり気に入って、「子どもがこんなにたくさんの絵本を手近に見られて嬉しいです。」と感想を述べて行かれました。卒園や転園後も楽しみに借りに来る方の姿もあります。

文庫では、地元老人会にボランティアとして来て頂いて世代間交流の場にしたたり、日野おはなしの会「ことの葉」による地域向けお話し会の実施等もしてきました。いずれも地域の方に開かれた保育園のイメージを持って頂きたいと願ってのことです。

蔵書数は、現在 1,400 冊余り。市販の大型絵本や手作り絵本、紙芝居や赤ちゃん向けの布の絵本もあります。また、一部大人向けの本も置いていて、毎年少しずつですがその数を増やしていています。

これからも、おとなと子どもと一緒に絵本に親しみ子どもに本の楽しさが伝わるような、ふれあいひろば「さくら文庫」事業を工夫しながら地道に続けていきたいと思っています。



幼稚園の読書活動事例紹介

「絵本のよみきかせ」で たくさんの絵本との出会い！！

～日野市立第二幼稚園の読書活動～



おはなしボランティア「花だいこん」の方々
に幼稚園に来ていただき、毎月定期的に「絵
本のよみきかせ」の日を設定しています。
スタンダードな昔話から、その季節にあった
絵本、子ども達の心に寄り添うような気持ち
の絵本など、お二人の豊かな表現力で子ども
達をお話の世界に引き込んでいきます。

毎月のプログラムの中に、楽しい手遊びや素話・大型絵本・タペストリーを背
景にした人形劇など工夫されていて、子ども達は興味津々、わくわく、ドキド
キ、楽しい気分、まるでお話の宝箱のようです。

「今日はどんなおはなしかな？」「今 梅雨だから
きっと雨のおはなしだよ！」「秋だよね！木の実・
それともくだものの絵本かな？」「楽しみだな。
もうすぐクリスマスだから」など期待感が高まったり
想像が広がったり、季節にあった行事の楽しみや、
言葉に対する想像力を豊かにしていくあそびが、絵本を通して子ども達に伝わ
っています。



これ、どんなお話かしら？
私たちも聞いてみたいわね！



毎回読まれた絵本を紹介しています

よんでもらった絵本は保護者にも紹介し
ています。保護者も教諭もたくさんの絵本との
出会いがあり、楽しさを子どもと一緒に共感し
絵本のレポーターも広がっています。

2. 小・中学生の読書活動推進

1) 小・中学校における読書活動

蔵書

学校図書館を活用し、学習課題に沿った調べ学習を実施するための蔵書の充実を図ります。

図書の更新・補充を計画的に行い、学校図書館の蔵書構成がよりよいものとなるよう努めます。

施設

学校図書館が児童・生徒にとって親しみやすく、学習に役立つ場所であるように利用環境を整え、施設の整備を図ります。

学校図書館電算システム

学校図書館電算システムの機能を活かし、予約・統計・蔵書点検等の図書館業務が円滑に実施できるよう図ります。同時に現在の状況を十分把握し、システム更新時に改善を図ります。

児童・生徒の読書活動

司書教諭・図書主任を中心とした校内体制を整え、教諭の連携を図り、読書活動を円滑に進めます。

読書全体計画・年間指導計画等に基づいて、「朝の読書」時間の確保などさまざまな場面で読書活動ができるよう工夫し、各学校の特色を活かした読書活動・読書指導の充実を図ります。

学校図書館の開館時間延長等の工夫を各学校ごとに行うよう努めます。

読書の楽しさを児童・生徒自身が同世代の人々へ向け発信する活動を行います。

例) ポスターや、図書の内容を短い言葉や自作の絵で紹介する POP や「本の帯」の制作を通して、読書の楽しさを同世代の友人と分かちあう機会を設けます。

特別な支援を必要とする児童・生徒とその保護者に対し、担当教諭や育成に関わる人々が関係部署と連携し、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行います。

学校図書館の運営

各学校図書館担当・関係者が、それぞれの活動についての情報交換の場を設け、情報を共有し学校図書館に反映できるよう努めます。

学校図書館の運営を円滑に進め、教諭や児童・生徒の利用がより促進されるよう、現在配置されている司書教諭の授業時間軽減について、東京都に要望していきます。

学校図書館が児童・生徒の読書活動を推進する役割を果たすため、専門的知識をもった人材の確保に努めます。

学校図書館に配置されている市政（学校図書館）協力員について、日常の仕事や連絡事務が円滑におこなわれるよう、運用の見直しを図ります。

2) 児童館・学童クラブにおける読書活動

本の購入予算の確保を図り、本のコーナーの充実に努め、子どもたちが楽しんで読書ができる環境づくりを目指します。

集団で楽しむ読書の方法を検討し、読書に親しみがわからない子どもたちも含め、みんなで読書の楽しみを共有できる機会をつくります。

ボランティアの協力を得て、「おはなし会」や「読書会」等を年間を通じて計画的に開き、子どもたちが本に親しむ機会を設けます。

3) 図書館における読書活動

子どもたちへのサービスと資料の充実

子どもたちの学習課題に対応できる資料、読書への興味に応える図書の充実を図るとともに毎年2%の児童向け図書の増加を目指します。

利用する子どもたちの要望に応じた、外国語資料の収集と提供を行います。

電子書籍出版に関する情報の収集を図り、その導入を検討します。

DVD や CD 等、視聴覚資料の収集を図ります。

特別な支援を必要とする児童・生徒とその保護者には、担当教諭や育成に関わる人々、関係部署と連携をし、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行い資料の収集・提供を行います。

例) 音声デジター図書(注)・マルチメディアデジター図書(注)やL
Lブック(注)、大活字図書等の収集と提供をします。視覚障害がある
子どもへの図書の音訳・点訳や、外出が困難な子どもへ図書の宅配を
します。

子ども向け図書館ホームページを作成し、テーマに沿った図書のリストを掲載するとともに、要望のあった学校へは児童・生徒へ個人配布を行います。

自分たちの住む地域をより一層理解するための学習へと導く資料集の作成を目指し、図書館ホームページ上にミニコラムを掲載します。

国が定めた「子ども読書の日」(4月23日)のある4月には、その趣旨にふさわしい行事を実施いたします。

学校並びに、学校図書館に対する支援

学校図書館支援センター機能の充実を目指すとともに、小・中学校における読書活動や調べ学習のための相談に応じ、必要な図書を提供します。

図書館ホームページに学校図書館支援コーナーを設ける等により「小・中学校先生方への市立図書館利用案内」を広報し、学校搬送便をはじめとする図書館利用の拡大を図ります。

小学校3年生向けに図書館利用案内・読書案内を行う学校訪問、4年生の国語科における出張点字授業、地域を知る学習における図書館施設見学、中学生の職場体験実習の受入れを年間を通じて行います。

読書活動の実践に役立つ講座・講演会や、学校図書館の選書の参考となる新刊図書のミニ展示会を開催します。

児童館・学童クラブなどに対する支援

学童クラブなど児童施設へは、移動図書館による団体貸出や、夏休み期間に図書館職員が各クラブを訪問する出張おはなし会を行います。

保護者に対する支援

子どもたちを相手に行う読み聞かせをテーマとした「絵本読み聞かせ入門講座」を開催します。講座の中で多くの作品に触れるとともに、目的を同じくする人々との交流の場を提供します。

(注) 音声デジター図書

デジタル録音された音声による本。パソコン等を使って音声データを録音し、編集作業を通して検索性を加える。利用者は、見出しやページを呼び出したり、読みとばしたり、活字本のページを繰るように、音声で「読む」ことができる。デジターとは Digital Accessible Information System の略で、「一般の印刷物を読む

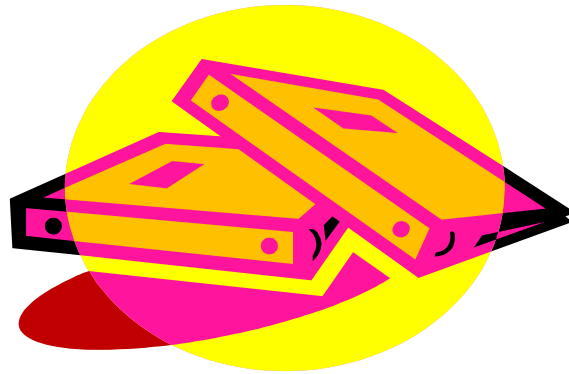
ことに障害のある人々のために開発されたデジタル図書の国際標準規格」のこと。

(注) マルチメディアデージー図書

本文の文字・画像が音声と同期している電子図書のこと。この規格は、活字だけでは文の内容を理解しづらいディスクレシアの人々に特に有効であり、また、デジタル情報なので、高齢者や弱視者にも使いやすいレイアウトに変更することができるユニバーサルな図書と言える。

(注) LL ブック

スウェーデン語の Lättläst の略で、「やさしく読みやすい本」という意味。幼児や子ども向けの本ではなく、読むことが苦手な知的障害や発達障害のある人たちのために、生活年齢に合った内容が読みやすく書かれた本のこと。



小学校の読書活動事例紹介

読書活動紹介

～ 日野市立平山小学校

木の香りのする明るい平山小学校の図書室は、休み時間にも多くの子どもたちが集まります。作り付けの本棚は背が低く、たくさんとられた窓から明るい光が入ります。低学年の児童にも利用し易い設計です。畳敷きの絵本コーナーも人気です。図書館部では、図書室や蔵書の管理とともに、様々な読書活動を推進し、子どもたちと本を結ぶ努力をするとともに、ディスプレイを工夫して、楽しい雰囲気のある図書室を目指しています。

【畳敷きの絵本コーナー】



休み時間にもぎわう図書室



(1) 読書ノート

小学校の6年間で読んで欲しい本を200冊セレクトして、「読書ノート」を作りました。低学年～・中学年～・高学年～の10巻で、1巻につき20冊の本を紹介しています。読んだ後に感想を書くので、読書記録にもなります。



(2) 読書週間

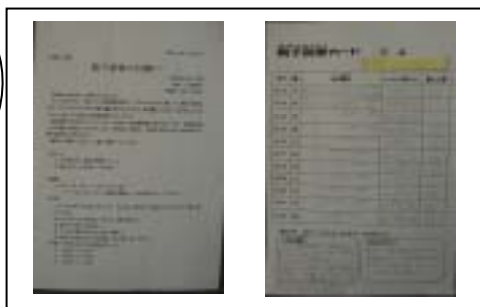
1学期に1回、2週間の読書週間を設けています。その間、朝会や集会のない日は全学級朝読書を行い、図書委員会による集会などのイベントもあり、読書を奨励しています。また、家庭での取り組みとして、親子読書を実施しています。「子どもとの良い時間を過ごせた。」と保護者にも好評です。

【図書委員会による読書集会】



図書委員会から低・中・高学年向けお勧めの本の紹介をしました。

【親子読書カード】



(3) 朝読書・読み聞かせボランティア

毎週金曜日は朝読書の時間を15分とっています。子どもたちが好きな本を自由に読んだり、時には担任が読み聞かせをしたりしています。本校はコミュニティスクールとして、様々なボランティアの方が学校をサポートしてくださっていますが、「読み聞かせボランティア」の活動も活発です。月に1~2回、朝読書の時間に読み聞かせを行っています。



(4) 掲示板・コーナー

市政協力員と協力して、子どもたちを読書に誘う工夫をしています。校内所々にある詩のコーナーも、図書室発です。

【図書室入り口の掲示板】



【特設コーナー】



【詩のコーナー】





特別支援学級での読書指導

～日野市立日野第三小学校ひばり学級の読書活動

ひばり学級は児童数13人の特別支援学級です。学級文庫は市立図書館から搬送された本がほとんどです。毎月入れ替えるので、本がきれいですし、行事や季節に合った本や子どもの興味に合った本を揃えられるので魅力あるものになっています。

本は、直接、図書館へ行って選んだりネットからリクエストしたりします。おもしろい本は、子どもの方から食いついてくるので、選書は担任の大事な仕事です。

図書館では子ども一人ひとりの顔を思い浮かべながら、その子が今、興味をもっている本を選んでいきます。選びながらその子との楽しかった出来事を思い出し、それはとても幸せな作業です。そのあと季節の本を並べてあるコーナーへ行き、児童書コーナー全体を回り本を選び図書館の方からの情報も大切にしています。

ネットでのリクエストは学校や自宅からでもできるのでとても便利です。雑誌や新聞の書評などを見ながらリクエストしたり、読み聞かせで反応が良かった作家の本やシリーズをリクエストしたりします。人気があって予約待ちの本も、しばらく待てば借りられます。毎日読み聞かせをした本は、子どもたちの感想や反応を書き入れたタイトルを掲示版に貼りだします。

また子どもへの貸出しの了解を得ているので、読書の宿題として毎日、本を持ち帰らせています。子どもの選ぶ本や感想を見て、次回の選書の参考にしています。保護者も本が好きな人が多く、読み聞かせにきてくれたり、家での読書の様子を知らせたりしてくれます。人数が少ないので、一人ひとりに合った読書指導が出来ます。



図書室および読書活動の紹介

～日野市立三沢中学校

三沢中学校図書室は、本校校舎H形の教室棟（4階まで）と特別教室棟（3階まで）をつなぐ連絡廊下部分の3階にあります。その配置の良さもあって、休み時間には、図書室前の廊下は大勢の生徒が通ります。

廊下には、図書室入り口に、“ようこそ図書室へ”と中学生2人が図書室へ誘うようにつくった、すぐ目につく掲示物が貼られています。展示用のガラスケースの中には、季節によって趣が変わるムードのある掲示物が飾られ、その季節にあった本が紹介されます。入り口向かいの掲示板には、新着図書を紹介するカラフルな掲示物と、予約した生徒のための、“図書が来ましたよ”と連絡が貼られた掲示板があります。続く連絡通路の両サイドには、本の情報としてポスターが貼られ、また、国語科の授業で取り組んだ読書紹介作品や図書委員会からの推薦図書紹介作品が展示されています。廊下を通る際に、立ち止まって気楽に、生徒の声や情報を見ることができます。



図書室に入ると、正面に返却カウンター。そのすぐ横に、予約申し込みコーナー。並んで、今話題の本やちょっとしたムードのある飾りが置かれています。コの字型になっているカウンターの真ん中部分が貸出カウンターです。図書委員と日野市図書協力員の方、教員が貸出返却作業を行います。質問をしたり、近況報告をしたりと、ちょっとした触れあいの場でもあります。カウンターに近い掲示板には、テーマ本がPOPつきで、掛けて飾られています。カウンターの向こう側には、教室では読むことのできない手塚治虫のブラックジャックの漫画本などがあります。続いて、顔の見えるくらいの低めの本棚がリズム良く斜めに3列配置され、読み物の本がならんでいます。その本棚の上には、紹介本が何冊か置かれています。そして新着本コーナーや雑誌コーナーが続きます。

昼休みの図書室は生徒でいっぱいです。貸出・返却は、日野市のバーコードによる図書管理体制の導入のおかげで、手際よく作業できています。貸出時に生徒が差し出す本のバーコードと生徒手帳に貼られた図書貸し出し用個人バーコードを読み込むだけで、あっという間に貸出処理をすることができ、午後の授業に遅れることなく生徒は教室へ帰ることができています。

全校体制で学期ごとに朝読書週間があり、生徒全員が読書に親しむ機会を設けています。楽しく読むことを第一に考え、読書記録は簡単なものですが、本の紹介文を書いてくれる生徒も多くいます。泣ける・笑える・感動するなどの簡単な感想と紹介文の情報が図書部にストックされます。委員会の図書だより等で本校生徒に還元されます。



中学生の時期は、自立に目覚める、心の成長の大きい時期です。様々な複雑な思いを言葉として表現することができたら、この時期の成長の大きな助けとなることでしょう。同じ思いを共有する他者の存在を実感し、自分自身を見直し、自分の考えを再考し磨くことにも繋がります。本に吸い込まれるようなおもしろさ、楽しさを知り、楽しみながら自然と表現する力がついたら、こんなにすばらしいことはありません。

パソコンやテレビの情報機器のあふれる現代も、読書を生活の一部とするこの大切さや、学校現場で読書経験の場を提供することの大切さを考え、読書活動の柔軟な取り組みを日野市でも一層推進してもらえたらありがたいです。

3. 青少年の読書活動推進

1) 児童館における読書活動

図書館からの配本サービスを利用し、青少年向きの本のコーナーを整備する等、各児童館の特色を活かした環境づくりを目指します。

図書館の青少年ボランティアと協働した読書活動の支援を行います。

2) 図書館における読書活動

利用する青少年の要望に応え、市内図書館に青少年向け資料を揃えたヤングコーナーを設置し、資料の充実を図ります。

利用する青少年の要望に応じた、外国語資料の収集と提供を行います。

電子書籍出版に関する情報の収集を図り、その導入を検討します。

DVD や CD 等、視聴覚資料の収集を図ります。

特別な支援を必要とする青少年に対し、関係部署と連携し、それぞれのケースに応じた読書活動の支援を行い資料の収集・提供を行います。

市内高等学校と連携し、資料の提供や図書・読書活動に関する情報交換を行います。

青少年ボランティア（おおむね 16 歳～22 歳）を公募し、「同世代の読者に向けた図書情報の発信」「テーマに沿った図書の展示や読書会」等、スタッフの企画による、さまざまな読書活動を青少年に向けて展開します。

高校生のボランティア体験、職業体験実習生を受け入れ、生涯を通しての図書館利用の契機となるよう努めます。

青少年を対象に、資料の検索や商用データベース・インターネットを用いて自ら情報収集するための講習の機会を設けます。

日野ヤングスタッフの活動

～多摩平図書館における青少年ボランティアによる読書活動

平成20（2009）年度より、読書活動の企画運営を公募の高校生・大学生等からなるスタッフが自主的に行っています。現在、年齢も所属（学校・会社）も異なる18名が、「本好き」という共通項で出会い、「本の楽しさをたくさんの人たちに伝えたい、分かち合いたい」と和気あいあい、活動しています。

活動内容の一つに、「ヤングスタッフおすすめ本・紹介文展示と図書の貸出」があります。これは、テーマを決め、おすすめの本をスタッフ自身の言葉で紹介するものです。内容は、小説だけにとどまらず、古典、ベストセラー、児童書、戯曲、画集等々、広い範囲に及びます。今までに、「ホラー」「夜」「な秋」のテーマで、60数冊を紹介してきました。図書館内の一角に、スタッフが描いた絵や、カラフルなPOP（短い紹介文）とともに「ヤングスタッフおすすめ本」を展示するコーナーを設けました。図書館職員とはまた違った選書に、来館者の注目度はかなり高く、多くの本が借りられています。スタッフは自分が選んだ本が借りられ、読まれていることをとても喜び、「あの本も紹介したい！」「次はあれ！」と張り合いを持って計画を進めています。この紹介文は、テーマ別にリスト化し、配布する予定です。

スタッフたちは、「本」を通して、たくさんの人々とのつながりを持ち、また、新しい仲間とともに活動することで、読書への関心をより高めています。



4. 地域における読書活動推進

1) 文化スポーツ課

子どもと読書に関わる市民団体や市民サークル、個人ボランティアの活動を「講座イベントガイド」に掲載し、広く市民に紹介しその活動が広がることを進めます。

2) 中央公民館

図書館と連携し、市民に対して情報交換や交流の場を提供するとともに子どもの読書に関わる人材の育成を図ります。

3) 郷土資料館

子どもたちが自分たちの住む地域への理解を深めるために、郷土教材資料や情報・人材を提供し、学習活動を支援します。

4) 図書館における読書活動

市民から要望の多い、集団を相手に行う読み聞かせをテーマとした「絵本読み聞かせ入門講座」を開催します。講座の中で多くの絵本作品に触れるとともに、目的を同じくする人々との交流の場を提供します。

地域文庫・地域の読書関連団体等、読書を通じて地域で活動する市民に対して、資料・読書情報の提供、職員の派遣等を行います。

子どもたちが、自分たちの住む地域をより一層理解するための活動に対して、適切な資料の提供や資料作成の援助を行います。

大学生のインターンシップや実習生の受入れを行い、地域の図書館活動を体験する契機となるよう図ります。同時に大学研究室との交流、講義の中で図書館活動を紹介するための職員の派遣を行います。

子どもの本まつりの開催

～「日野・子どもと本の出会いの会」の活動

春の子どもの本まつり

毎年5月、児童文学作家、絵本作家等を招いて講演会を行っています。古田足日、後藤竜二、神沢利子等、長い間この道で活躍してきた作家をはじめ、今年は最近注目の岡崎ひでたか氏をお招きしました。会員はもとより、関心のある市民の皆さんの学習の場となっています。会場等にもよりますが毎回平均120名程の参加があります。

秋の子どもの本まつり

例年9月に行っています。可能な限り同一フロアで、「おはなし会」「手作りコーナー」「1日ミニ図書館」「展示」を行います。

おはなし会に参加した子ども達は場所を移して手作りの工作（科学遊び）を楽しみ、また次のおはなし会に参加し、合間には本や展示を見て一日楽しめるよう企画しています。

おはなし会は取り扱う作品もスタッフも共にダブリがないよう、グレードやジャンルに気を配りながら、数か月前から準備します。読み聞かせ、紙芝居、昔話の語りやストーリーテリング、簡単な科学実験など、手法も意図的に取り混ぜているのは実践者の参考にもなって欲しいと願うからです。図書館からも毎年出張してもらっています。

工作は作って遊んでというパターンですが、関係の本の紹介も行い、その日だけでなく次につながる配慮をします。材料も道具もすべて会で準備しますが、なるべく身近な物でできるように、そして自力でできた喜びが得られるよう工夫しています。

展示会場では会で作ったタペストリーやお人形、手作り絵本など楽しそうにみている親子連れの人達、また1日ミニ図書館では、参考になる本を見つけ熱心にメモをとる人、じっくり座って読んでいる人などが目立ちます。今年の参加者数は157名でした。若い父親の姿が目立つのが最近の喜ばしい傾向です。



身近な地域を知る手がかりに

～「日野宿子ども発見隊」の試み

「学校の裏を流れる用水はどこから流れてくるの?」「四ッ谷の人はうなぎを食べないってほんとう?」「幼稚園の角にあるお地蔵さんはどうしてあるの?」など、子どもたちの好奇心をかきたてるものはまちの至る所にあります。そのひとつひとつがまちの歴史であり大切な宝物です。しかし、子どもたちが読んで理解できるような地域資料はほとんどないのが現状です。子どもたちのこうした素朴な疑問に答えようと、平成 18 年から日野図書館が中心となり、地域の小学校(日野第一小・仲田小・東光寺小)・PTA・商店会が一緒になって、まちの中を実際に歩いて土地の人から直接話を聞くまち歩き会や、用水に入って生き物をつかまえての観察会などさまざまな取り組みを重ねてきました。この実践の中で平成 22 年度には地域を知るための絵本が刊行されました。絵本の刊行と同時に、より詳しい地域に関する情報をホームページから発信して行きます。これらの試みが、学校におけるICT教育と地域学習をつなぐきっかけとなるよう願っています。



大昌寺にて



日野用水にて

5. 各施設における取組一覧

「継続」 第1次計画からの継続事項
 「発展継続」 第1次計画から実施した取り組みを発展させていく事項

(表1) 乳幼児に向けて

	取 り 組 み	担 当 部 署	実 施 年 度
1	各月・年齢児検査での絵本リスト配布・読み聞かせ指導・図書館利用案内と配本サービス	健康課・図書館	発展継続
2	すくすくクラブ(0歳児対象)における保育士の絵本の読み聞かせ	児童館	継続
3	子ども関連施設での催し物の広報	健康課 子ども家庭支援センター 文化スポーツ課・生涯学習課	継続
4	子ども家庭支援センター・児童館における図書の充実と職員の研修	子育て課 児童館 子ども家庭支援センター	発展継続
5	保育園における図書の充実と保育士の研修	保育課・保育園	発展継続
6	幼稚園における図書の充実と幼稚園教諭の研修	学校課・幼稚園	発展継続
7	図書館における乳幼児向け資料の充実	図書館	発展継続
8	読み聞かせに向く絵本のリストの作成	図書館	発展継続
9	移動図書館車(ひまわり号)のイベント等への参加	図書館	発展継続
10	特別な支援を必要とする子どもたちとその保護者への読書相談及び資料の収集と提供	健康課 発達支援室 子ども家庭支援センター 図書館	平成23年度～

11	乳幼児関連施設への配本の充実・拡大	図書館	平成23年度～
----	-------------------	-----	---------

12	乳幼児の保護者に向けての図書館利用案内の作成・配布	図書館	平成23年度～
----	---------------------------	-----	---------

(表2)小中学生に向けて

	取 り 組 み	担 当 部 署	実 施 年 度
1	学校図書館の蔵書の充実	庶務課・学校課	発展継続
2	学校図書館の電算システムの運用	庶務課 学校課 図書館	発展継続
3	司書教諭研修会の開催	学校課	発展継続
4	学校図書館設備の充実	庶務課・学校課	発展継続
5	市政(学校図書館)協力員の円滑な連絡体制及び実務研修	学校課	発展継続
6	児童館・学童クラブにおける図書 の充実及びおはなし会の実施	子育て課 (児童館・学童クラブ)	発展継続
7	図書館における小中学生向け資料 の充実	図書館	発展継続
8	外国語資料の収集	図書館	発展継続

9	特別な支援を必要とする子どもたちへの図書の宅配	図書館	発展継続
---	-------------------------	-----	------

10	中学生ボランティア・職業体験学習の受入	図書館	発展継続
11	絵本読み聞かせ講座の実施	図書館	発展継続
12	児童向けホームページの作成	図書館	発展継続
13	学校図書館支援センター機能の充実	庶務課 学校課 図書館	発展継続
14	学校図書館間・学校図書館と市立図書館を結ぶ搬送便の運行	学校課・図書館	発展継続
15	司書教諭・図書館連絡会の開催	学校課・図書館	発展継続
16	小中学生対象の催し物の連絡・調整	文化スポーツ課・生涯学習課 公民館 郷土資料館・図書館	発展継続
17	特別な支援を必要とする児童生徒とその保護者への読書相談及び資料の収集と提供	発達支援室 学校課 特別支援教育推進チーム 図書館	平成23年度～
18	各学校の特色を活かした児童生徒の読書活動の展開	学校課	発展継続
19	小中学生の読書活動・学習に必要な資料・情報の提供	図書館	発展継続
20	読書の楽しさを同世代に発信する活動の展開と支援	学校課・図書館	平成23年度～

21	自分たちの住む街をより一層理解するための学習へと導く資料の作成	生涯学習課 郷土資料館・図書館	平成23年度～
----	---------------------------------	--------------------	---------

(表3) 青少年(義務教育終了後)に向けて

	取 り 組 み	担 当 部 署	実施年度
1	市内高等学校への市立図書館利用の手引きの発行	図書館	発展継続
2	青少年ボランティアの公募	図書館	発展継続
3	特別な支援を必要とする青少年への図書の宅配	図書館	発展継続
4	外国語資料の収集	図書館	発展継続
5	児童館における図書の充実	子育て課(児童館)	発展継続
6	ヤングコーナーの設置	図書館	発展継続
7	図書館における青少年向け資料の充実	図書館	発展継続
8	特別な支援を必要とする青少年への読書相談及び資料の収集と提供	発達支援室 図書館	平成23年度～
9	市内高等学校との連携	図書館	平成23年度～
10	図書館・児童館を拠点とした青少年の読書活動の展開	図書館・児童館	平成23年度～

11	高校生ボランティア・職業体験学習の受入	図書館	平成23年度～
----	---------------------	-----	---------

(表4) 地域に向けて

	取 り 組 み	担 当 部 署	実施年度
1	子どもの読書に関する講師・指導者及びボランティア協力者の人材情報提供	文化スポーツ課・生涯学習課 中央公民館	発展継続
2	子どもの読書に関する講座等の実施	中央公民館・図書館	発展継続
3	読書活動関連行事等の連携及び広報	関係各課	発展継続
4	自分たちの住む地域をより一層理解するための活動への資料提供・援助	生涯学習課 郷土資料館・図書館	平成23年度～
5	市内近隣大学との連携	図書館	平成23年度～

担当部署の表記について

平成23年度の市の組織改正に基づき表記しています。

* 文化スポーツ課は、平成22年度までは教育部文化スポーツ課

平成23年度からはまちづくり部文化スポーツ課・教育部生涯学習課

* 発達支援室は、平成26年度から(仮)発達支援センターになる予定です。

資料編

(資料編 1)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

平成 13 年 12 月 12 日公布

平成 13 年 12 月 12 日施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下、「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料編 2)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)(国)

平成 20 年 3 月 11 日 閣議決定

目次

第1章 はじめに

第2章 第一次基本計画期間における取組・成果と課題

- 1 第一次基本計画期間における取組・成果
- 2 第一次基本計画期間における課題
- 3 第一次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化
 - (1) 教育基本法・学校教育法の改正
 - (2) 文字・活字文化振興法の成立
 - (3) 図書館法の改正に向けた動き
 - (4) 情報化社会の進展
 - (5) 地方分権の進展

第3章 基本的方針

- 1 子どもの自主的な読書活動の推進
- 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- 3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

- 1 推進体制等
 - (1) 国における子どもの読書活動推進体制の整備
 - (2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備
 - (3) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援
- 2 財政上の措置

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策

家庭における子どもの読書活動の推進

- 1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割
- 2 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組
 - (1) 家庭における理解の促進

- (2) 家庭に向けた情報提供

地域における子どもの読書活動の推進

【図書館】

- 1 子どもの読書活動の推進における図書館の役割
- 2 公立図書館における子どもの読書活動の推進のための取組
 - (1) 「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の実践
 - (2) 地域の読書活動を支えるキーステーションとしての取組
 - 読書活動に関する情報提供
 - 公立図書館や関係機関等との連携・協力
 - 学校図書館との連携・協力
- 3 子どもの読書活動の推進のための公立図書館等の機能強化
 - (1) 公立図書館の整備
 - (2) 公立図書館の資料、施設、設備等の整備・充実
 - 図書館資料の整備
 - 移動図書館の整備
 - 図書館の情報化
 - 児童室等の整備
 - 障害のある子どものための諸条件の整備・充実
 - (3) 公立図書館の司書の養成・研修
 - 司書の養成と適切な配置
 - 司書の研修の充実

【その他】

- 1 子どもの読書活動の推進における児童館の役割
- 2 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割
- 3 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割

学校等における子どもの読書活動の推進

【幼稚園等】

- 1 子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割
- 2 幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

【小学校・中学校・高等学校等】

- 1 子どもの読書活動の推進における学校の役割
- 2 学校における子どもの読書活動の推進のための取組

- (1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
- (2) 障害のある子どもの読書活動の推進
- (3) 家庭・地域との連携による読書活動の推進
- 3 子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化
 - (1) 学校図書館の資料、施設、設備等の整備・充実
 - 学校図書館資料の整備・充実
 - 学校図書館施設・設備の整備・充実
 - 学校図書館の情報化
 - (2) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進
 - 司書教諭の配置
 - 学校図書館担当事務職員の配置

民間団体の活動に対する支援

- 1 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割
- 2 民間団体の活動に対する支援

普及啓発活動

- 1 啓発広報の推進
 - (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進
 - (2) 各種情報の収集・提供
- 2 優れた取組の奨励
 - (1) 優れた取組に対する表彰等
 - (2) 優良な図書 of 普及

(資料編 3)

第二次東京都子供読書活動推進計画

平成 21 年 3 月
東京都教育委員会

目次

はじめに

第 1 部 計画の基本的な考え方

第 1 章 これまでの成果と課題

第 1 第一次計画における東京都の取組

第 2 取組の成果

第 3 現状と課題

第 2 章 第二次計画の基本的な考え方

第 1 計画の性格

第 2 基本方針

第 3 計画期間

第 4 計画の目指すもの

第 2 部 具体的な取組

第 1 章 重点的取組

第 1 区市町村の取組推進

第 2 都立学校（高校・特別支援学校）の読書活動の推進

第 3 小学校・中学校の読書活動の推進

第 4 乳幼児期の読書活動の推進

第 2 章 更なる読書習慣の育成のために

第 1 公立図書館の充実

第 2 地域における読書活動の充実

第 3 学校の読書活動を支える人材

第 4 ボランティア等、地域の力を活かした読書活動の推進

第 5 啓発、広報

(資料編 4)

文字・活字文化振興法

平成 17 年法律第 91 号
平成 17 年 7 月 29 日公布
平成 17 年 7 月 29 日施行

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の過程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(資料編 5)

第 2 次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 6 月 1 日制定

(設置及び目的)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)の規定に基づき、第 2 次日野市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、第 2 次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、策定に係る事項を実施する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員 16 名をもって組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 公募市民 3 名
- (2) 学識経験者 2 名
- (3) 教育部生涯学習担当参事 1 名
- (4) 健康福祉部健康課職員 1 名
- (5) 子ども部子育て課職員 1 名
- (6) 保育園園長 1 名
- (7) 教育部庶務課職員 1 名
- (8) 教育部学校課指導主事 1 名
- (9) 幼稚園園長 1 名
- (10) 小学校教諭 1 名
- (11) 中学校教諭 1 名
- (12) 教育部図書館長並びに職員 2 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、図書館が別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、日野市の職員等には支給しない。

(事務局)

第8条 委員会の事務全般は、教育部図書館が所管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項の完了をもって、その効力を失う。

(資料編 6)

第 2 次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

	氏 名	所 属	前任者
委員長	平井 歩実	学識経験者	
委員	依田 逸夫	学識経験者	
委員	加藤 暉子	公募市民	
委員	桑原 有子	公募市民	
委員	伴野 桂子	公募市民	
副委員長	宇津木 恵子	教育部生涯学習担当参事	
委員	塩入 由香	健康福祉部健康課主査	
委員	片野 淑江	まんがんじ児童館館長	
委員	原嶋 正子	おおくぼ保育園園長	~平成 22 年 10 月 内田富美子 みさわ保育園園長
委員	牧 光二	教育部庶務課主任	
委員	佐藤 正明	学校課指導主事	
委員	江藤 愛	第三幼稚園園長	
委員	石川 育代	平山小学校主幹教諭	
委員	秋山 智子	三沢中学校教諭	
委員	鬼倉 正敏	図書館長	
委員	猪俣 恵子	高幡図書館分館長	

(資料編 7)

第 2 次日野市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況

	開催日	検討内容
第 1 回	平成 22 年 7 月 23 日	1 委員紹介 2 委員長・副委員長選出 3 委員会の進め方 4 法律・国及び都の計画説明 5 日野市のこれまでの経過・現状・課題
第 2 回	平成 22 年 8 月 27 日	1 委員紹介 2 乳幼児期の読書
第 3 回	平成 22 年 9 月 10 日	1 委員紹介 2 乳幼児期の読書
第 4 回	平成 22 年 10 月 1 日	1 乳幼児期の読書 2 小・中学生の読書
第 5 回	平成 22 年 10 月 22 日	1 小・中学生の読書
第 6 回	平成 22 年 11 月 19 日	1 委員の変更について 2 小・中学生の読書 3 青少年の読書 4 地域における読書活動
第 7 回	平成 22 年 11 月 26 日	1 青少年の読書 2 地域における読書活動 3 素案
第 8 回	平成 22 年 12 月 17 日	1 素案
	平成 23 年 1 月 15 日 ~ 1 月 30 日	パブリックコメントの募集期間
第 9 回	平成 23 年 2 月 18 日	1 パブリックコメントについて
第 10 回	平成 23 年 3 月 4 日	1 パブリックコメントについて 2 計画(案)の決定

第 2 次 日野市子ども読書活動推進計画

平成 23 年（2011 年）3 月

発行 日野市

東京都日野市神明一丁目

12 番地の 1

電話 042-585-1111(代表)